

2024 (R6) 年1月8日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

# ひよりやま No.29

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

昨年秋のことになりますが、門司の出光美術館へ行ってきました。江戸時代に京都で活躍し、近年、再注目されているという画家・伊藤若冲（いとうじやくちゅう）の作品展です。今回展示された作品は、アメリカの日本美術コレクター：エツコ&ジョー・プライス夫妻によって蒐集されたものだそうです。

筆の使い方・墨の濃淡で動物の羽の繊細さや柔らかさを表現した水墨画の枯淡に魅力を感じる一方、豪華絢爛な話題作「鳥獸花木図屏風」にも目を奪われました。想像していたよりも大きな屏風いっぱいに色鮮やかに描かれた動物たちの楽園は圧巻です。「日本絵画に若冲がいるということは誇りだね」という知人の言葉が思い浮かびました。帰宅後に検索してみると、また雰囲気の異なる作品も多くあり、機会があれば是非見てみたいと思います。

ジョー・プライス氏が江戸絵画に興味をもったとされる1953年当時、若冲は「江戸絵画の傍流」扱いされていて、まだ注目されていなかったそうです。作者も作品名も気に留めることなくコレクションしたようですが、日本の江戸時代の美術作品が、アメリカの蒐集家によって、現代にその素晴らしさを伝えてくれるというプロセスが面白いと思います。初めて訪れたこの美術館の1階には出光創業史料室があり、出光興産を創業した出光佐三の人生も興味深いものでした。

## 最高裁が違憲判決

～性同一性障害特例法の「手術要件」～

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」という難しい名前の法律があって、心と体の性が一致しない性同一性障害者は家庭裁判所に性別変更の審判を請求することができます。但し、この法律の第3条には審判を求める条件として

- ① 18歳以上であること ② 現に婚姻をしていないこと ③ 現に未成年の子がないこと
- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

が定められています。④と⑤を満たすためには手術やホルモン療法が必要で、当事者にとって大きな負担になるということです。このことを巡る裁判で、2023年10月、最高裁判所大法廷は、「生殖機能を永続的に欠く要件について『憲法が保障する意思に反して体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか、戸籍上の性別変更を断念するか』という過酷な二者択一を迫っている」として憲法違反で無効だという判決を下しました。

その一方で、⑤他の性別の性器に近似する外観を備えているという要件については、高等裁判所で審理を尽くしていないとして審理をやり直すよう命じました。

当事者は、「(手術なしでの性別変更が)先延ばしになってしまったことは非常に残念です」とコメントされたということです。

